

入札説明書

京都府公立大学法人理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称

令和4年度京都府公立大学法人教職員定期健康診断等業務

(2) 業務の仕様等

「京都府公立大学法人教職員定期健康診断等業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり

(3) 期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 業務履行場所

医科大学及び附属病院：京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

附属北部医療センター：京都府与謝郡与謝野町字男山481

府立大学：京都市左京区下鴨半木町1番

※採用前健康診断については、受託機関の検診施設

2 契約事項を示す場所等

(1) 契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8566 京都市上京区河原町通広小路上る梶井町465

京都府公立大学法人 京都府立医科大学 総務課給与厚生係

電話番号 (075) 251-5080 FAX 番号 (075) 211-7093

メールアドレス hokensen@koto.kpu-m.ac.jp

(2) 入札説明書及び仕様書の配付日時及び場所

ア 日 時 令和4年4月14日（木）から

イ 場 所 京都府立医科大学ホームページ上

<https://www.kpu-m.ac.jp/doc/index.html> ※「入札情報」で検索ください

3 入札に参加できない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加するに必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからエまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものに限る。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 申請書又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しないものを含む。）

- (ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- エ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。)
- (2) 5の(1)に定める一般競争入札参加確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (3) 直近3営業年度において
- ① 当法人と同規模の対象予定数（3,000 規模）以上の健康診断等業務の実績を有すること。
 - ② 官公庁、公立学校等行政機関の健康診断等業務の実績を有すること。
 - ③ 巡回検診の健康診断等業務の実績を有すること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、申請書を提出し、入札参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出書面

各自でファイルをダウンロードして内容を確認の上、書面を作成すること。

(2) 提出期間

令和4年4月14日（木）から令和4年4月26日（火）までの間

（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）午前9時から午後5時まで

(3) 提出場所

2の(1)と同じ

(4) 提出方法

(2)の期間内に(3)の場所に申請書等を郵送（(2)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）又は持参により提出すること。なお、持参の場合には、事前に担当課へ連絡の上持参すること。

(5) 添付書類

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。

- (ア) 商業登記事項証明書及び定款（写し可/発行日から3ヶ月以内ものに限る。）
- (イ) 府税納税証明書・消費税及び地方消費税納税証明書（滞納がないことの証明）（写し可／発行日から3ヶ月以内のものに限る。）
- (ウ) 概要調査表(別紙様式2)
- (エ) 直近3年営業年度において

- ① 同規模の対象予定数（3,000 規模）以上の健康診断等業務の実績を証明する書類等（例：契約書の写し）
- ② 官公庁、公立学校等行政機関の健康診断等業務の実績を証明する書類等（例：契約書の写し）
- ③ 巡回検診の健康診断等業務の実績を証明する書類等
(例：契約書の写し 巡回検診車の保有台数)

(6) 資料等の提出

申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めことがある。

(7) その他

申請書等の作成に要する経費は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 質問の受付・回答

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

質問は、以下の点に留意の上、2の(1)の場所へ電子メールにより提出することができる（様式自由）。

ア 件名は「令和4年度京都府公立大学法人教職員定期健康診断等業務の契約に関する質問」とすること。

イ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号、電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問に対する回答は仕様書の一部となる。また、回答への質問は受け付けない。

(2) 受付期限

公告開始日から令和4年4月26日（火）午後5時まで

(3) 回答

令和4年5月6日（金）までに入札参加者全員に電子メールにより回答する。

7 参加資格を有する者への名簿への登載

3及び4について参加資格があると認定された者は、京都府公立大学法人教職員定期健康診断等業務に係る一般競争入札参加資格者名簿に登載される。

8 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書等で通知する。

9 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和5年3月31日までとする。

10 参加資格の継承

- (1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3に該当する者及び4の(1)に該当しない者を除く。）は、その者が、営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると京都府公立大学法人理事長（以下「理事長」という。）が認めたときに限り、その参

加資格を継承することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業を従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の家族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後存続する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を継承しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知するものとする。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その参加資格を取消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。

なお、その代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了をするために必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時 令和4年5月13日（金）午前11時

イ 場所 京都市上京区河原町通広小路上ル梶井町465

京都府立医科大学附属病院 永守記念最先端がん治療研究センター

4階 カンファレンスルーム

(2) 入札の方法

ア 持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなければならぬ。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「京都府公立大学法人教職員定期健康診断等業務入札書

在中」と朱書し、封筒の開封部を封印すること。

なお、開札後予定価格の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができる、入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

(4) 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書（案）及びその他の添付書類（以下「業務仕様書等」という。）を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において当該業務仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に關係のある職員（以下「関係職員」という。）に説明を求めることができる。ただし、入札後、業務仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札に記載する金額

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札額は、各項目の単価に予定人数を乗じた総額とすること。なお、落札決定後各項目毎の内訳を提出すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に關係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに關係職員及び立会職員以外の者は入場することはできない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

- ウ 入札書の受領期限までに到着しない入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札
- ク 入札に関し不正な利益を得るための連合その他不正な行為をした者の入札
- ケ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

(11)落札者の決定方法

- ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
なお、落札者となすべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。
- イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

13 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

14 入札保証金

免除する。

15 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の10相当額の違約金を徴収する。

16 契約保証金

免除する。

17 契約書の作成の要否

要する（別添契約書案により作成するものとする。）。

18 その他

- (1) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。
- (2) 入札者は入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。